

平成 22 年度第 1 回独立行政法人物質・材料研究機構契約監視委員会
議事要旨

1. 日 時：平成 22 年 10 月 18 日（月）15:00～17:20

2. 場 所：独立行政法人物質・材料研究機構 東京会議室

3. 出席者：橋本委員長、竹内委員、岸本委員、芳賀委員

4. 議題

- (1) 前回委員会議事概要について
- (2) 平成 21 年度における点検結果について
- (3) 平成 21 年度の契約状況について
- (4) フォローアップの方法について
- (5) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（要請）」の対応について
- (6) 独立行政法人物質・材料研究機構契約監視委員会規程の一部改正について
- (7) 平成 22 年度第 1・四半期の契約に係る点検結果について
- (8) その他

5. 議事概要

議題(1) 前回委員会議事概要について

事務局から前回委員会の議事概要（案）について説明があり、審議の結果、了承された。

議題(2) 平成 21 年度における点検結果について

事務局から平成 21 年度に実施された点検・見直しの結果について説明があり、改めて確認された。

議題(3) 平成 21 年度の契約状況について

事務局から平成 21 年度全期間における一般競争入札、競争性のない随意契約等契約状況について説明があり、確認された。

なお、委員から以下の意見があった。

	意見等	対応等
1	随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について、研究部門及び事務部門における案件の比率からみた傾向分析を行うことも必要である。	研究部門及び事務部門における比率から見た傾向を分析して、次回の委員会で報告する。なお、他の研究開発独法の情報収集も可能な範囲で行う
2	平成 19,20 年度における一者応札率が研究開発型独法の中で上位に位置して	平成 19 年度における調達予定価格が 3,000 万円／件以上の案件についてアン

いることに対し、その分析は行っているか。	ケートの実施を行い、直ちに対応出来る事項については対応してきている。
----------------------	------------------------------------

議題(4) フォローアップの方法について

事務局から平成 22 年度のフォローアップの考え方について説明があり、確認された。

議題(5) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（要請）」の対応について

事務局から「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（要請）」（平成 22 年 7 月 23 日付け 22 受文科振第 902 号）に対する対応（案）について説明があり、審議の結果、了承された。

議題(6) 独立行政法人物質・材料研究機構契約監視委員会規程の一部改正について

事務局から委員会規程の一部改正の内容について説明があり、確認された。

議題(7) 平成 22 年度第 1・四半期の契約に係る点検結果について

ア) 「随意契約等見直し計画」の取り組み状況

事務局から随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み状況について説明があり、審議の結果、了承された。

なお、委員から以下の意見があった。

	意見等	対応等
1	H23.3 月に導入を計画している電子入札システムの手続きはどの程度進んでいるか。	近日中に契約審査委員会で仕様書の審議を行い、その後、官報公告する予定となっている。
2	契約審査委員会の審査結果について報告して頂きたい。	次回の委員会で報告する。
3	契約審査委員会の審査結果がどのように反映されているか、また、共通的な内容（指摘・修正事項）に係る事項の周知がどのように行われているのか報告して頂きたい。	

イ) 競争性のない随意契約

事務局から調査表に基づき点検対象となる契約（22 件）の説明があり、審議の結果、点検結果は了承された。

ウ) 一者応札・一者応募となった契約

事務局から調査表に基づき点検対象となる契約（94 件）の説明があり、審議を行った。

今回の点検における委員会からの指摘事項及び指摘事項に対する対応等は以下のとおりである。

	指摘事項	対応等
1	公平に広く業者を募る工夫が必要である。	電子入札システムの導入（H23.3月）により広く調達情報を周知する仕組みを整備し、新規参入業者の拡大を図る。また、つくば近郊の情報誌など、従来の機構内入札公告及び公式ホームページでの調達情報の周知方法以外も検討する。
2	仕様書の内容に関する指摘 （業務目標達成に不可欠な仕様を絞り、競争性を高める努力が必要である。等）	仕様審査アドバイザーによる審査体制（審査対象金額、審査対象契約、アドバイザーの増員等）の見直しを検討する。

なお、委員から以下の意見があった。

	意見等	対応等
1	公告から入札に係る提出書類の受領期限までの期間、仕様書に特定業者の個別製品名を記述することが無くなったことなど改善すべき点は改善されている。	—
2	既存設備の年間保守契約等のため、結果的に納入業者の一者応札はやむを得ないが、既存設備に係る十分な技術情報を提供し、少しでも新規参入を促す配慮が必要である。	仕様の内容をより精査することにより新規業者の参入を図るよう検討する。
3	入札辞退書の辞退理由にコストベネフィットの観点からの項目を追加してはどうか。	追加するよう項目の内容を検討する。

議題(8) その他

○事務局から次回委員会の日程等について説明があり、確認された。

以上